

新型インフルエンザ対策に関する行動計画

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

2007年5月31日

1. 行動計画の目的

本行動計画は、「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」(厚生労働省 新型インフルエンザ専門家会議 平成19年3月26日)に基づき、新型インフルエンザ大流行時において、従業員等の健康の確保に万全を期し、原子力安全を維持していくために、当社が行うべき対応等の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

なお、新型インフルエンザの大流行は、必ずしも予測されたように展開するものではなく、発生する事態も様々であると想定されることから、今後の情勢の変化等を踏まえて、本行動計画は、随時見直し、必要に応じて、修正を加える。

2. 新型インフルエンザ発生前の準備

(1) 危機管理体制の整備

国内外および社内での感染状況等を勘案し、必要に応じ、「新型インフルエンザ対策本部」を設置する。

対策本部は、対策本部の責任者、産業医等を含む医療スタッフ、インフルエンザ対策にあたる作業班等で構成し、情報収集、感染拡大防止の措置、施設の安全確保活動、関係機関との連絡等、新型インフルエンザ対策全般を統括する。(図1、図2)

(2) 情報収集及び周知方法の整備

国内外の新型インフルエンザの感染状況等に関する情報を、必要に応じて、厚生労働省、外務省等の政府機関、地方公共団体、世界保健機関(WHO)等の国際機関から入手するとともに、各種事業者団体、関係企業、関係所管官庁、地方自治体、保健所、地域医療機関等と適切に情報交換を行う。また、得られた情報は、必要に応じて、行動計画や対策の見直しに役立てるとともに、従業員等に対しても迅速かつ適切に周知する方法を整備する。

国の情報

- ・ 厚生労働省ウェブサイト <http://www.mhlw.go.jp/>
- ・ 国立感染症研究所のウェブサイト <http://www.niid.go.jp/niid/index.html>
- ・ 同研究所の感染症情報センターのウェブサイト <http://idsc.niid.go.jp/index-j.html>
- ・ 外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp>

県の情報

- ・ 神奈川県衛生研究所・感染症情報センター
http://www.eiken.pref.kanagawa.jp/003_center/03_center_main.htm

世界の情報

- ・ 世界保健機関(WHO)のウェブサイト
鳥インフルエンザ http://www.who.int/csr/disease/avian_influenza/en/
インフルエンザ <http://www.who.int/csr/disease/influenza/en/>

(3) 新型インフルエンザ流行時の事業運営体制の検討

新型インフルエンザの流行により、従業員等が欠勤した場合等に備えて、連絡体制等事業運営に係る基本的な対応について検討する。

経営層を始めとして管理職および従業員等、さらには医療スタッフの役割と責任を明確にするとともに、非常時における相互の連絡体制を整備する。

各種事業者団体、関係企業等、および関係する所管官庁や地方自治体との連携を十分図りつつ、総合的な観点から事業運営体制等を検討する。

新型インフルエンザ大流行時も想定し、原子力安全の維持に最低限必要な部署、業務について、検討する。

上記の事業運営体制や連絡体制等がより有効に機能するよう、非常時を想定した訓練等を必要に応じて実施する。

(4) 従業員等への感染予防のための事前措置

従業員等への新型インフルエンザ感染予防のため、政府の新型インフルエンザに関する情報等を注視しつつ、事前に、必要に応じて以下の措置等を講ずる。

国内外における新型インフルエンザの発生状況、感染予防のための留意事項等についての情報を迅速かつ適切に周知する。

うがい・手洗いの励行を指導する。

従業員等に感染予防策や健康状態の自己把握に努めるよう、周知徹底する。

従業員等の海外渡航に係る情報について可能な限り把握する。(外務省の渡航情報発出以降)

必要に応じ、次のような感染拡大防止のための措置を検討する。

(例)

- ・ 対面による会議を避け、テレビ会議を活用
- ・ 公共交通機関の利用の回避

(5) 感染予防・感染拡大防止のための物品の備蓄

新型インフルエンザ発生後は物品の不足が想定されるため、以下の物品を備蓄する。

- ・ マスク、うがい薬、手指消毒用アルコール、消毒用手袋、ゴーグル 等

3. 新型インフルエンザ発生後の対応

(1) 情報収集及び周知

国内外の新型インフルエンザの感染状況等に関する情報を、必要に応じて、厚生労働省、外務省等の政府機関、地方公共団体、世界保健機関(WHO)等の国際機関から入手するとともに、各種事業者団体、関係企業、関係所管官庁、地方自治体、保健所、地域医療機関等と適切に情報交換を行う。また、得られた情報は、必要に応じて、行動計画や対策の見直しに役立てるとともに、従業員等に対し迅速かつ適切に周知する。

(2) 新型インフルエンザ流行時の事業運営体制

必要に応じて、交代要員や補助要員を確保するなど、安全確保を最優先に施設を運転・維持していくものとするが、具体的な事業運営については、政府等から出される勧告、通知等に留意しつつ都度適切に判断し、以下の対応をとる。

適切な情報収集と危機管理体制の発動

業務の継続のために必要な部署等に対する感染予防策の実施(従業員等に対する検温等、サーベイランス体制の強化、対面の会議等の自粛等)

疑い例が確認された際の適切な対応

適切な広報、従業員等及びその家族への適切な情報提供

(3) 事業所内での感染拡大予防のための措置

事業所内での感染拡大予防のために、必要に応じて以下の措置等を講ずる。

国内外における新型インフルエンザの感染状況、感染拡大防止のための留意事項等についての情報を迅速かつ適切に周知する。

個人での感染防御や健康状態の自己把握に努めるよう注意喚起を行い、インフルエンザ様症状を呈した場合には、医療機関等に相談するよう指導する。

従業員やその家族が新型インフルエンザに感染した場合は、勤務所属へ速やかに報告するよう指導する。

38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ様症状を有する従業員等に対しては、産業医等の意見も踏まえたくうえで出社しないように指導する。

協力企業と従業員の健康状態についての情報交換を密にし、連携して感染拡大予防に努める。

社員食堂や休憩所等で社員同士が集まる施設の運営方法を検討する。

必要に応じ、次のような感染拡大防止のための措置を検討する。

(例)

- ・手洗い用消毒液およびうがい薬の各施設への配備
- ・マスク等の従業員への配布
- ・不要不急の会議、会合、研修等を中止又は延期
- ・テレビ会議の活用
- ・公共交通機関の利用の回避

(4) 海外出張する従業員等への感染の予防のための措置

海外出張する従業員等及びその家族への感染の拡大を予防するため、「海外派遣企業での新型インフルエンザ対策ガイドライン」(平成18年10月1日労働者健康福祉機構 海外勤務健康管理センター)等を参考としつつ、必要に応じて、以下の措置等を講ずる。

外務省の海外渡航情報を踏まえつつ、患者発生国・地域に対する海外出張の是非等を検討する。(外務省の渡航情報発出以降)

患者発生国・地域から帰国した従業員等及びその家族は検疫ガイドラインに従う。新型インフルエンザのような症状を呈した場合には、直ちに保健所に連絡し、都道府県で指定された医療機関を受診するよう指導する。

(5) 従業員等への感染予防のための知識の啓発

従業員等への新型インフルエンザ感染予防のため、政府の新型インフルエンザに関する情報等を注視しつつ、その流行の度合いに応じ、必要に応じて以下の措置等を講ずる。

国内外の新型インフルエンザの感染状況、予防のための留意事項等についての情報に注視するとともに、その際、パニックを起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動をとるよう指導する。

外務省の海外渡航情報に基づき、患者発生国・地域への渡航をできるだけ避けるよう指導する。(フェーズ4A 以降)

発生地域においてはマスクの着用、うがい、手洗いを励行する他、必要に応じてゴーグル等の感染予防物品を着用するよう指導する。(フェーズ4B 以降)

「咳(せき)エチケット」を心がけるよう指導する。

健康状態を今まで以上に留意するよう指導する。

発生地域における不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる場所への外出を自粛するよう指導する。(フェーズ4B 以降)

不要不急の外出を自粛するよう指導する。(フェーズ5B 以降)

WHO新型インフルエンザパンデミックフェーズ

フェーズ4A: ヒト- ヒト感染が確認されているが、感染集団は小さい(国内非発生)

フェーズ4B: ヒト- ヒト感染が確認されているが、感染集団は小さい(国内発生)

フェーズ5B: ヒト- ヒト感染が確認され、より大きな集団感染が発生(国内発生)

図1： 新型インフルエンザ対策本部の構成および役割

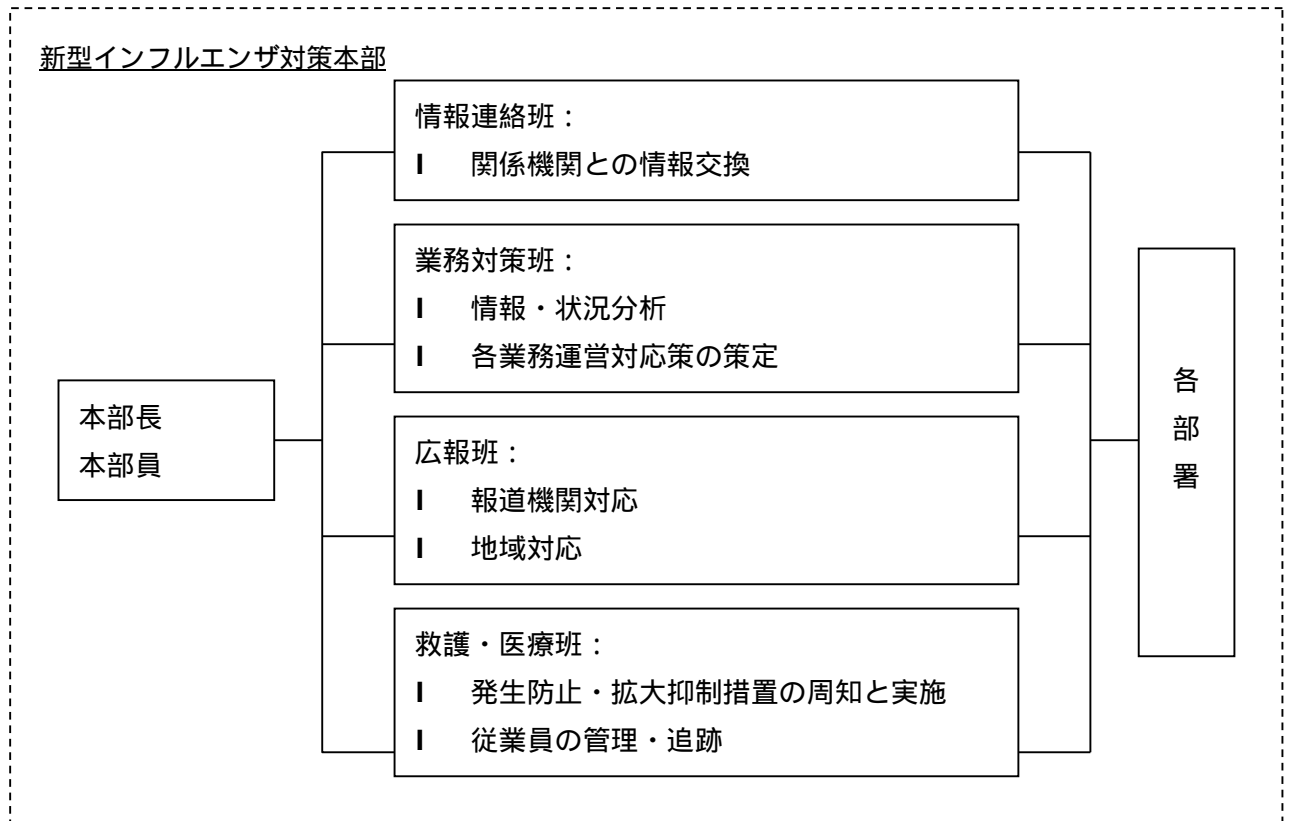


図2： 新型インフルエンザ対策本部設置時の情報連絡経路

